

第1 計画策定の考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本目標	1
3 計画の期間	1
4 計画のポイント	1
第2 本県文化芸術振興の基本的方向	2
1 文化芸術振興の意義	2
2 本県における文化芸術の現状	2
3 本県文化芸術振興の主な課題	3
(1) 担い手の育成	3
(2) 文化芸術の創造・発信と鑑賞機会の充実	4
(3) 文化芸術による地域の活性化	4
(4) 伝統文化の保存・継承	5
4 本県文化芸術振興の基本的視点	5
(1) 県民の自主性の尊重	5
(2) 地域資源や特性の再発見	5
(3) 文化力の活用	6
第3 文化芸術振興に関する施策展開の方向	7
1 施策の展開	7
2 基本指標	7
3 計画の施策体系	8
4 具体的取組	9
施策Ⅰ 「はぐくみ、支える」	9
施策Ⅱ 「創り、広げる」	12
施策Ⅲ 「活かし、つなげる」	15
施策Ⅳ 「守り、伝える」	18
第4 計画の推進体制	19
1 県庁内の連携システムの構築	19
2 市町村との連携及び文化施設間のネットワークづくり	19
3 文化芸術の振興策を共有するための場づくり	19
埼玉県文化芸術振興基本条例	20

第 1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

文化芸術の振興に関し、国では平成 13 年 12 月に文化芸術振興基本法が施行され、同法に基づく文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 14 年 12 月閣議決定）及び第 2 次基本方針（平成 19 年 2 月閣議決定）が定められ、各種施策が進められています。

埼玉県においても、これまで平成 8 年に策定した「彩の国文化創造ビジョン」や県の 5 か年計画である「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」に基づき、個性ある地域文化の振興に取り組んできました。

こうした中、平成 21 年 7 月に議員提案による埼玉県文化芸術振興基本条例（以下「条例」といいます。）が施行されました。条例では、文化芸術振興の基本理念を定めるとともに、県の責務を明らかにしています。

条例第 4 条には、県は文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する計画を定めることとされており、本計画は、この規定に基づき策定するものです。

2 計画の基本目標

文化芸術には、人々に元気を与え、地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力があります。

こうした文化芸術の力を活用し、心豊かで活力ある埼玉づくりを目指すこととし、基本目標を次のとおりとします。

基本目標

文化芸術でつくる心豊かで活力ある埼玉

3 計画の期間

平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 か年計画です。

4 計画のポイント

- (1) 計画の基本目標を達成するため、三つの基本的視点の下、四つの施策を体系化しています。
- (2) 基本指標及び各施策ごとに指標を設定します。

第2 本県文化芸術振興の基本的方向

1 文化芸術振興の意義

芸術、伝統芸能、生活文化などの文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものです。また、豊かな人間性をかん養し、創造性をはぐくみ、人間の感性を育てます。文化芸術は、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、考えを異にする人々と共に生きる資質をはぐくみ、世界平和の礎ともなります。さらに、文化芸術の有する創造性が新たな需要や高い付加価値を生み出し、より質の高い経済活動を実現する原動力にもなります。

このように、文化芸術は、芸術家や文化団体、一部の愛好者のものではなく、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠のものであり、県民や国民全体の社会的財産であると言えます。

したがって、個人、団体、企業、市町村や県、国などが相互に連携協力して、社会全体でその振興を図っていく必要があります。

2 本県における文化芸術の現状

本県には、日本三大^{ひま}曳山祭りの一つに数えられる秩父夜祭、地芝居の伝統を守り続ける小鹿野歌舞伎^き、関東神楽の源流とも言われる鷲宮催馬楽神楽をはじめ、各地域の自然や風土に培われた、多彩で個性的な伝統文化が数多く受け継がれています。

また、文学、音楽、美術、演劇、舞踊などの芸術や、茶道、華道、書道、盆栽、民謡などの生活文化が多くの人に親しまれ、日々の生活に彩りを添えるとともに、それぞれの分野で文化団体が設立され、地域文化の向上のため、活発な活動が行われています。

一方、首都東京に隣接し発展を遂げてきた本県は、音楽や演劇などの舞台芸術や美術作品の鑑賞などの面で、東京への依存が指摘されてきました。しかし、現在では彩の国さいたま芸術劇場をはじめ、県内各地域に文化施設の整備が進み、身近な文化芸術環境の充実が図られています。

ソフト面においても、彩の国さいたま芸術劇場では、「彩の国シェイクスピア・シリーズ」、「さいたまゴールド・シアター」、「さいたまネクスト・シアター」など独創的な舞台芸術作品が生み出され、全国から注目を集めています。

市町村においても、市民参加による芸術作品の創造など意欲的な取組が見られるようになっていきます。

また、SKIP シティ彩の国ビジュアルプラザにおけるデジタルシネマなど情報技術を活用した文化芸術も生まれています。

さらに、役割を終えた酒蔵を改修して映画館としたり、アニメの舞台となった鷲宮神社が人気を呼んだりするなど、異なる文化資源が組み合わせられ、文化芸術の新たな展開と言える事例も現れています。

このように、本県には伝統的な文化と現代の文化芸術が共存し、多彩な文化芸術活動が行われていますが、懸念される状況も見受けられます。

少子高齢化などにより、伝統芸能保存団体では後継者が不足し、伝統行事等の存続を危くする団体も少なくありません。アマチュア文化団体でも活動の中心が高齢化しています。

県政サポーターアンケート（平成 21 年度）によると、日常生活の中で文化芸術の鑑賞や活動が大切と考える人が約 9 割にのぼる一方、県政世論調査（平成 22 年度）によると、自主的な文化芸術活動を行っている県民の割合は 27.4%にとどまっています。



秩父夜祭

(秩父市観光課提供)

3 本県文化芸術振興の主な課題

本県文化芸術の現状を踏まえ、良い面をさらに伸ばす一方、問題の解決に努め、「文化芸術でつくる心豊かで活力ある埼玉」を目指します。このため、当面の課題を次のとおり整理します。

(1) 担い手の育成

文化芸術で豊かな社会をつくるためには、多くの人々が主体的に文化芸術活動に取り組める環境整備が必要です。

誰もが、いつでも、気軽に文化芸術活動に取り組めるよう、活動の場や情報の提供をはじめ、県民の文化芸術活動を支援する団体や人材の育成、確保が重要です。

特に、子どもや青少年が文化芸術や伝統文化に接する機会を充

実することは、豊かな心や感性、創造力やコミュニケーション能力をはぐくむとともに、将来の文化芸術の担い手の育成につながります。

また、退職期を迎え自由時間の増加が見込まれる団塊の世代はもとより、時間的に余裕の少ない勤労者世代や子育て世代についても、文化芸術活動の担い手になれるような工夫が必要です。

(2) 文化芸術の創造・発信と鑑賞機会の充実

彩の国さいたま芸術劇場においては、全国から注目を集める舞台芸術作品を次々と創造・発信しています。

こうした優れた文化芸術の創造、発信拠点を県内各地域に広げていくことが今後の課題と言えます。

一方では、県民が身近な場所で、優れた文化芸術に接することができる環境を整備することが重要です。特に、次世代を担う子どもや青少年が文化芸術に触れる機会の充実を図ることは、将来の文化芸術活動のすそ野の拡大に大きく寄与すると考えられます。

公立文化施設における主催事業の充実を図るとともに、アウトリーチ活動（芸術家や芸術団体が出張して行う公演や講座、体験教室等）の積極的な展開も重要な課題です。

また、地域の文化は、他地域の文化と交流することにより、相互理解の促進や新たな文化芸術を生み出す契機となります。このため、国内外を問わず、文化交流を促進する取組を進める必要があります。

(3) 文化芸術による地域の活性化

県内の各地域には、歴史を感じさせる建造物や街並み、伝統的な祭り、伝統工芸品など様々な文化資源があります。近年、こうした文化資源を活用し、人々を集め、にぎわいを創出したり、人と人との交流を促進したりする動きが強まっています。

こうした文化芸術の持つ力を観光や産業振興に結びつけ、経済的価値を生み出していくことにより、新たな産業や雇用の創出が可能となります。

地域の魅力をより一層高めていくためには、その地域ならではの文化資源を再発見し、まちづくりに活かす取組が必要です。

(4) 伝統文化の保存・継承

本県には、長い歴史や風土の中で守りはぐくまれてきた地域固有の伝統芸能や民俗芸能などが数多く残されており、県民共有の貴重な財産となっています。

こうした伝統芸能等は、県民の誇りとして、心のより所であるとともに、地域への愛着をはぐくむ源ともなっています。

しかし、県内の伝統芸能等には、後継者不足や地域社会の結び付きの希薄化などにより、存続の危機にひんしているものもあります。

将来にわたり伝統文化が確実に引き継がれていくよう、特に子どもたちに対して、理解と関心を高めるための取組が必要です。

4 本県文化芸術振興の基本的視点

こうした本県文化芸術を巡る現状と課題を踏まえ、課題解決に向けて施策を進めていく際に、次の3点を各施策を貫く基本的視点とします。

(1) 県民の自主性の尊重

文化芸術活動は、人間が理想を実現していくための精神活動とも言われ、文化芸術を鑑賞するなど文化芸術の受け手となるばかりでなく、自ら積極的に表現活動にかかわりたいとする人々が増えています。

また、文化芸術活動を行う人や団体を支える側に立つNPOなども活躍しています。

文化芸術振興の主役は県民であることを踏まえ、その自主性を尊重した施策を進めます。

(2) 地域資源や特性の再発見

県内各地域には、昔から親しまれている祭りや行事、歴史的な建造物や街並みなどの文化資源、地域に根ざした文化芸術活動などがあります。

こうした地域の特性や個性を活かした文化芸術は、人々を引きつける魅力を有しています。

地域の文化資源を再発見し、地域の特性を活かした、埼玉ならではの文化芸術の創造を目指します。

(3) 文化力の活用

文化芸術は、生活に潤いや安らぎを与えるという効果のみならず、豊かな人間性と創造性をはぐくむことから、学校教育や子育ての現場で幅広く活用されています。

また、余暇関連産業や映像情報産業等の文化関連産業のように、付加価値の高い物やサービスの提供を通じて、文化芸術が新たな需要を喚起し、雇用を創出するほか、観光資源として地域経済を活性化させる効果も認められています。

さらに、文化芸術における表現活動は、心身の健康の維持や増進にも役立つと言われており、高齢者に対する福祉活動などにも取り入れられています。

このように、文化芸術が人々に元気を与え、地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力（文化力）を有するということを踏まえ、文化芸術を様々な分野で積極的に活用していきます。



彩の国さいたま芸術劇場

第3 文化芸術振興に関する施策展開の方向

1 施策の展開

「文化芸術でつくる心豊かで活力ある埼玉」という基本目標に向け、三つの基本的視点を踏まえ、これからの県の文化芸術の振興施策を効果的に推進するため、「はぐくみ、支える」、「創り、広げる」、「活かし、つなげる」、「守り、伝える」の四つの施策の下に、20の具体的な取組を進めていきます。

I 「はぐくみ、支える」

文化芸術活動を主体的に行う担い手を育成するとともに、その活動を支援する団体や人材の育成を進めます。

II 「創り、広げる」

質の高い個性的な文化芸術を創造するとともに、県民が文化芸術に親しめる機会を充実し、文化芸術のすそ野を広げます。

III 「活かし、つなげる」

地域の文化資源を活用し、文化芸術の力で観光や産業の振興、まちづくりなど地域の活性化につなげます。

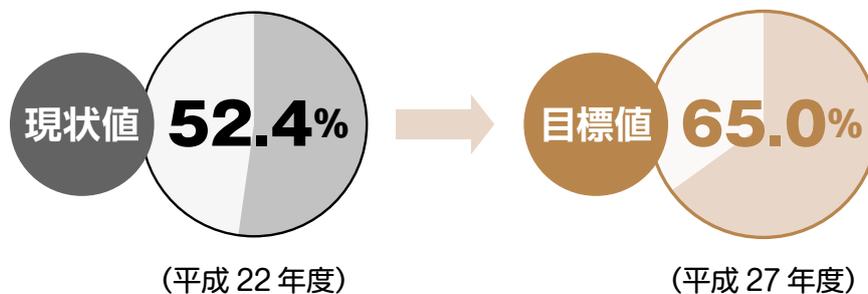
IV 「守り、伝える」

地域に根ざした伝統芸能や生活文化を大切にし、次世代に継承します。

2 基本指標

計画の基本目標である「文化芸術でつくる心豊かで活力ある埼玉」を目指すために基本指標を設定します。

鑑賞や参加の機会など文化芸術環境に満足している県民の割合



3 計画の施策体系

基本目標

文化芸術でつくる心豊かで活力ある埼玉

本県文化芸術振興の基本的視点

- 県民の自主性の尊重
- 地域資源や特性の再発見
- 文化力の活用

施策 I 「はぐくみ、支える」

- ① 文化芸術活動への参加促進・発表機会の提供
- ② 子どもや青少年の文化芸術活動の充実
- ③ 高齢者・障害者等の文化芸術活動の充実
- ④ 文化芸術活動への支援
- ⑤ 文化芸術活動を支える団体や人材の育成

施策 II 「創り、広げる」

- ① 新たな文化芸術の創造・発信
- ② 新進芸術家の育成・支援
- ③ 文化施設における鑑賞機会の充実
- ④ 身近な場所での鑑賞機会の充実
- ⑤ 文化芸術の交流の促進

施策 III 「活かし、つなげる」

- ① 地域の資源を活用した文化芸術の振興
- ② 新たな文化芸術拠点の整備促進
- ③ 文化資源を活用した観光の振興
- ④ 文化芸術を活かした産業の育成
- ⑤ 文化芸術による地域の活性化

施策 IV 「守り、伝える」

- ① 伝統芸能等の鑑賞・発表機会の充実
- ② 伝統芸能等の保存継承団体への支援
- ③ 学校教育における伝統文化の理解の促進
- ④ 生活文化の普及促進
- ⑤ 情報通信技術の活用

4 具体的取組

施策 I 「はぐくみ、支える」

文化芸術活動を主体的に行う担い手を育成するとともに、その活動を支援する団体や人材の育成を進めます。

具体的取組

① 文化芸術活動への参加促進・発表機会の提供

情報提供の充実

県や市町村、公立文化施設が開催する文化芸術の催しをはじめ、民間の文化団体が実施するイベント（営利目的での開催等を除く。）の情報を県のホームページで紹介します。

参加・発表機会の提供

文化芸術活動の意欲を高めるため、埼玉県芸術文化祭や各種のフェスティバルの開催を通じ、参加や発表の機会を提供します。

体験できる場の充実

彩の国さいたま芸術劇場における楽器やダンスのワークショップなど、実際に体験しながら文化芸術への理解を深められる場の充実を図ります。

② 子どもや青少年の文化芸術活動の充実

学校教育における文化芸術活動の充実

学校教育の中で、文化芸術や伝統文化などへの理解を深める機会を充実します。

身近で親しめる機会の充実

子どもたち（乳幼児を含む。）が身近な場所で文化芸術活動に親しむことができるよう、アウトリーチ活動（芸術家や芸術団体が出張して行う公演や講座、体験教室等）の充実や促進を図ります。

また、公立文化施設において、子どもや青少年向けの良質な公演等の充実を図ります。



学校でのアウトリーチ

© 加藤英弘



アーティストボランティアコンサート

③ 高齢者・障害者等の文化芸術活動の充実

彩の国さいたま芸術劇場における「さいたまゴールド・シアター」の支援や、障害者アートフェスティバルの開催などのほか、高齢者や障害者が文化芸術活動に取り組める場を充実します。

④ 文化芸術活動への支援

自主的な 文化芸術活動に 対する支援

県民の文化芸術活動の活発化を図るため、埼玉県文化振興基金を活用し、文化団体を支援するとともに、国などによる助成制度の情報を提供します。

また、文化団体の行事等に対し、後援や知事賞の交付を通じて、活動の広がりを促進します。

文化振興基金の 充実

募金のためのPR活動を積極的に展開し、埼玉県文化振興基金の財源の確保、充実を図ります。

メセナ活動の促進

メセナ活動（個人、企業等が社会貢献の一環として行う文化芸術を支援する活動）を促進するため、県内企業等への働きかけを進めます。

文化芸術活動に 対する顕彰

地域の文化芸術の向上に貢献している個人又は団体を顕彰し、活動の一層の活発化と広がりを促進します。

⑤ 文化芸術活動を支える団体や人材の育成

アートNPO等の 支援

文化芸術活動を行う県民や団体をサポートする中間支援機能を担うアートNPO等を支援することにより、県民主体の文化芸術活動の活発化を進めます。

また、アートNPOが活動の幅を広げられるよう、ネットワーク化を促進します。

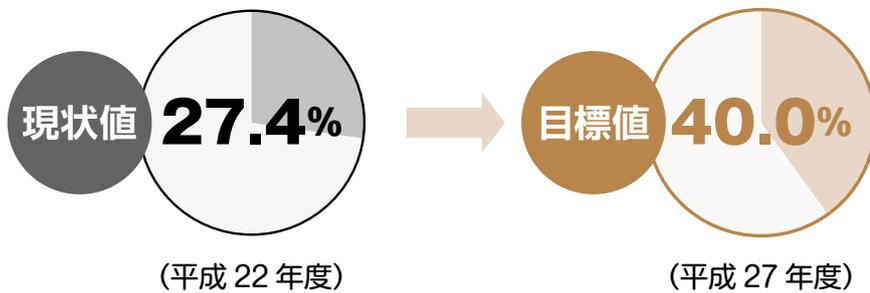
人材の育成

芸術家と施設や地域、県民を結びつけ、文化芸術に関する企画や制作活動を行えるプロデューサー、コーディネーターなどの人材を育成します。

また、文化施設職員を対象とした舞台技術に関する研修会などを開催し、専門家を育成します。

さらに、文化施設における会場案内や展示資料の解説等の業務や、文化芸術事業の実施をサポートするボランティアの育成に努めます。

(施策指標I) 文化芸術活動を行っている県民の割合



「さいたまネクスト・シアター」真田風雲録 © 宮川舞子



埼玉県障害者アートフェスティバル © HARU



「さいたまゴールド・シアター」聖地 © 宮川舞子

施策Ⅱ 「創り、広げる」

質の高い個性的な文化芸術を創造するとともに、
県民が文化芸術に親しめる機会を充実し、文化芸術のすそ野を広げます。

具体的取組

① 新たな文化芸術の創造・発信

舞台芸術作品の 創造・発信

彩の国さいたま芸術劇場を中心に、個性的で質の高い文化芸術作品を創造し、全国や世界に発信していきます。

そのため、県の出資法人である埼玉県芸術文化振興財団を支援します。

舞台芸術作品の 共同制作・巡回公演

新しい舞台芸術作品の発信拠点を広げるため、彩の国さいたま芸術劇場を核とし、県内の文化施設との共同制作や巡回公演の取組を進めます。

文化芸術拠点の ネットワーク化

県内の文化施設と連携、協力し、ノウハウを共有、活用するため、ネットワーク化を図ります。

新たな取組の支援

メディア芸術、各種コラボレーションなど、文化芸術に関する意欲的で新たな取組に対し必要な支援を行います。

情報通信技術を活用した 文化芸術の発信

インターネットによる動画配信など情報通信技術の進展に合わせた、文化芸術の発信の取組を進めます。

② 新進芸術家の育成・支援

若手俳優の育成

彩の国さいたま芸術劇場における次世代の日本演劇界を支える俳優の育成プロジェクト「さいたまネクスト・シアター」を支援します。

新進芸術家の発掘

各種コンクール等の主催、共催、後援を通じて、新たな才能の発掘を図ります。

新進芸術家の起用

公立文化施設の主催事業において、県内出身の新進芸術家を積極的に起用するなど、育成や支援を図ります。

③ 文化施設における鑑賞機会の充実

舞台芸術公演の充実

彩の国さいたま芸術劇場などにおいて、演劇、音楽、舞踊、映像、落語など幅広い分野で、多彩な舞台芸術作品を提供します。

美術展の充実

県立近代美術館における企画展の充実を図ります。

博物館等における 企画展の充実

歴史と民俗の博物館、さいたま文学館等における企画展等の充実を図ります。



ガラスの仮面

© 宮川舞子

④ 身近な場所での鑑賞機会の充実

アウトリーチ活動の 促進

地域に密着した学校、公民館などに芸術家や芸術団体が出張して、公演や講座等を行うことにより、文化施設に足を運ばなくても、文化芸術体験ができるよう、アウトリーチ活動を促進します。

アーティストボランティア コンサートの充実

社会福祉施設や病院などに長期入院、入所している方などコンサート会場に出かけることが困難な方に、ボランティア音楽家の協力を得て、生の音楽を鑑賞する機会を提供する取組を充実します。

あらゆる場の活用

公園など公共空間でのストリートミュージシャンの演奏、公共施設や空き店舗におけるコンサートの開催、商店街における美術作品の展示など、県民がより身近な場所で文化芸術に親しめる取組を支援します。

⑤ 文化芸術の交流の促進

地域間交流の促進

埼玉県芸術文化祭や各種フェスティバルの開催などを通じ、県内外の文化団体の交流を進めます。

国際交流の促進

彩の国さいたま芸術劇場で生まれた作品の海外における公演や、世界トップレベルの作品の招へいを促進します。

また、SKIPシティにおける国際映画祭の開催や、外国との文化芸術交流を進めます。



SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2010表彰式

(施策指標Ⅱ) 公立文化施設の利用者数



施策Ⅲ 「活かし、つなげる」

地域の文化資源を活用し、文化芸術の力で
観光や産業の振興、まちづくりなど地域の活性化につなげます。

具体的取組

① 地域の資源を活用した文化芸術の振興

埼玉の偉人の活用

渋沢栄一、塙保己一、荻野吟子など埼玉が輩出した偉人を活用し、その精神を発信するとともに、地域への愛着を深め、魅力あるまちづくりを進める取組を支援します。

埼玉ゆかりの 童謡の活用

童謡を通じた音楽文化の向上に貢献した個人や団体を表彰する「下總皖一童謡音楽賞」の実施や、さいたま童謡コンサートの開催などにより、本県ゆかりの童謡を活用し、音楽文化の向上と地域への愛着の醸成を図ります。

地域資源の 活用の促進

地域の文化資源を再発見し、地域づくりに活かす取組を促進します。

② 新たな文化芸術拠点の整備促進

空きスペースの 文化芸術拠点として の利用促進

利用されていない歴史的建造物や工場、空き教室、空き店舗などを地域の文化芸術拠点として、アトリエ、練習場などに転用する取組を支援します。

また、こうした未利用空間を活用した展覧会、コンサート、シンポジウムの開催などを促進します。

文化施設以外の 施設等の活用

文化施設以外の公共施設、大学や商店街、日常の生活空間等を活用した文化芸術活動を支援します。

③ 文化資源を活用した観光の振興

歴史的建造物等の活用促進

川越の蔵造りの町並みに代表される歴史的建造物や近代産業遺産などを活用した観光振興の取組を促進します。

伝統芸能等の活用促進

小鹿野歌舞伎をはじめ、地域に受け継がれている伝統芸能等を活用したまちづくり、観光の振興等の取組を支援します。

伝統的手工芸品の活用促進

鴻巣や岩槻の人形など、地域に受け継がれている伝統的手工芸品を活用した観光振興の取組を支援します。

アニメ等の舞台の活用促進

アニメや映画の舞台になるなど、新たな文化資源を活用した観光振興の取組を支援します。

自然環境や農村文化の活用促進

緑豊かな秩父の自然や丘陵の雑木林、見沼田圃、三富新田などの里地里山の文化や景観を活用したグリーンツーリズムやエコツーリズムを推進する取組を支援します。



酒蔵を改修した映画館
深谷シネマ



④ 文化芸術を活かした産業の育成

メディア芸術の 産業化の促進

映像コンテンツやアニメーションなどメディア芸術を活用し、産業振興に結びつける取組を支援します。

地域の文化資源を 活用した産業の振興

文化力や地域の文化資源を活用した産業振興、ビジネス化の取組を支援します。

コミュニティビジネスの 育成

地域の資源を活用した起業化や文化芸術による地域の活性化を促進するコミュニティビジネスを支援します。

⑤ 文化芸術による地域の活性化

地域の映画・映像文化団体などが取り組むコミュニティシネマや、古民家や蔵などの歴史的建造物を巡る街歩き、フィルムコミッションの設置など、文化芸術による地域づくりの事例を広く紹介するとともに、各地域での独自の取組と交流を促進します。

また、地域に受け継がれている伝統芸能、近年人気を博しているよさこい踊りなど、文化芸術で元気な地域を創る取組を支援します。

(施策指標Ⅲ) 未利用施設等を活用した新たな文化芸術拠点数

目標値

20 か所



(平成 23 年度～ 27 年度)

施策Ⅳ 「守り、伝える」

地域に根ざした伝統芸能や生活文化を大切にし、次世代に継承します。

具体的取組

① 伝統芸能等の鑑賞・発表機会の充実

伝統芸能フェスティバルや民俗芸能大会の開催などにより、伝統芸能の保存継承団体の発表機会を確保するとともに、地域で受け継がれている伝統芸能を広く県民に紹介します。

また、伝統芸能を継承している個人や団体を登録し、商店街や町内会等の各種イベントに紹介する伝統芸能カルチャーバンクの充実を図ります。

② 伝統芸能等の保存継承団体への支援

国、県及び市町村指定無形民俗文化財の保存継承団体等における後継者の育成等の取組を支援します。

③ 学校教育における伝統文化の理解の促進

学校教育における邦楽教育の充実、能、狂言や民俗芸能の鑑賞機会の充実などにより、児童生徒が伝統文化に理解を深める機会を充実します。

④ 生活文化の普及促進

日本の伝統的な生活文化である茶道、華道、書道、盆栽、民謡などの普及を促進します。

⑤ 情報通信技術の活用

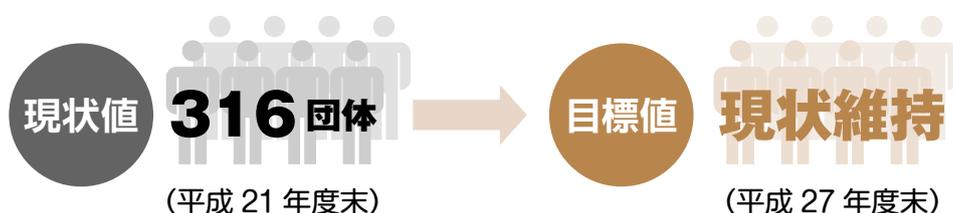
情報通信技術や映像技術を活用した伝統芸能の保存、インターネットを活用した情報提供などを促進します。



小鹿野子ども歌舞伎

© 山口清文

(施策指標Ⅳ) 指定無形民俗文化財(民俗芸能)の保存継承団体数



第4 計画の推進体制

この計画の文化芸術の振興施策をより効果的に進めるため、県民、文化芸術団体、県、市町村が役割分担を図りながら連携、協力して、各種施策を推進していきます。

県としては、全県的な観点から文化芸術施策を推進するとともに、各主体間相互の連携を促進するなど「つなぎ」の役割を果たしていきます。

1 県庁内の 連携システムの構築

学校教育、まちづくりや産業振興をはじめ、行政全般を文化的視点からとらえ、文化芸術振興に関する施策を県全体で総合的、機動的に推進できる体制を整えます。

2 市町村との連携及び 文化施設間の ネットワークづくり

地域の特性に応じた文化芸術振興施策を実施するため、県民に最も身近な自治体である市町村と積極的に情報交換を行い、連携・協力関係を強化するとともに、併せて市町村相互の連携を促進します。

また、彩の国さいたま芸術劇場、県立近代美術館、県立歴史と民俗の博物館等と市町村文化会館等、県内の美術館・博物館等との連携強化、ネットワークづくりを進めることにより、文化芸術を担う人材の育成、ノウハウの共有化などを図ります。

3 文化芸術の振興策を 共有するための 場づくり

県民主体の文化芸術振興を推進するためには、県民と行政との協働が重要です。このため、文化団体やアートNPO、大学、企業、文化施設、県、市町村など文化芸術の関係者が意見交換を行うとともに、協働して文化芸術振興施策を推進していく場づくりを進めます。

埼玉県文化芸術振興基本条例

平成二十一年七月十四日

条例第四十二号

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 文化芸術振興計画（第四条）

第三章 文化芸術振興のための施策（第五条—第十七条）

附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、県民の主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、活力ある地域社会の実現を図ることを目指して、文化芸術振興施策が推進されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが、県民の生まれながらの権利であることを踏まえ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する情報を広く国内外に発信する等、文化芸術の交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、文化芸術活動を行う者の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分な配慮を行いながら、これらの者との連携及びこれらの者に対する支援に努めるものとする。

4 県は、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

第二章 文化芸術振興計画

第四条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する計画（以下「文化芸術振興計画」という。）を定めるものとする。

2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき文化芸術振興施策の基本的な事項
- 二 前号に掲げるもののほか、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

第三章 文化芸術振興のための施策

（文化芸術の鑑賞等の機会の充実）

第五条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

（文化芸術振興のための措置）

第六条 県は、文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び落語、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 県は、先人から受け継がれてきた能楽、歌舞伎その他の伝統芸能が、将来にわたって適切に保存及び継承され、新たな文化創造のために活用されるよう必要な措置を講ずよう努めるものとする。

3 県は、茶道、華道、書道、盆栽、衣食住等に係る生活様式その他の生活文化の振興を図るため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

（文化芸術による地域づくり）

第七条 県は、地域に根ざした独創的で優れた文化芸術が地域の発展に大きな役割を果たすことから、文化芸術による地域づくりに努めるものとする。

2 県は、前項に規定する文化芸術による地域づくりを進めるに当たっては、地域産業及び民間団体等との協働に配慮するものとする。

（文化芸術活動の担い手の育成及び確保）

第八条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の継承者、文化芸術活動の企画を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者の育成及び確保を図るため、研修、発表機会の確保等の支援に努めるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第九条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家及び文化芸術団体等による学校に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずよう努めるものとする。

2 県は、伝統芸能の保存と継承の重要性にかんがみ、学校教育における文化芸術活動を通じ、伝統芸能に対する理解及び関心を深めるよう配慮するものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第十条 県は、次代の担い手となる青少年の文化芸術活動の充実を図るため、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第十一条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術交流の推進)

第十二条 県は、文化芸術に関する国内外の交流を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術施設の充実及び活用等)

第十三条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化芸術施設の充実及び活用に努めるものとする。

2 県は、文化芸術施設以外の施設を県民の文化芸術活動の場として利用することができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第十四条 県は、県民の文化芸術活動を促進するため、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(メセナ活動の促進)

第十五条 県は、メセナ活動（個人、企業等が社会貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動をいう。）を促進するための普及啓発、情報提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十六条 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。